

令和8年度 市県民税申告のお知らせ

税務課と吉田・三間・津島支所総務税務係では、令和8年2月16日～3月16日までの確定申告期間に合わせて、市県民税申告の受付を行います。申告が必要な方は期間中に申告をお願いします。(土・日・祝日は除きます。)

※事業や不動産に係る収入がある方は必ず収支内訳書の作成をお願いします。

※医療費控除を受けようとする方は、必ず医療費控除の明細書の作成をお願いします。

申告が必要な方（参考例）

令和8年1月1日に宇和島市に住所を有する方で、令和7年1月1日～12月31日までの期間に次の(1)～(3)の収入があった方、又は収入が無かった(非課税の収入のみを含みます)方で、市内に居住する納税者の扶養親族等になつてない方

(1) 営業、漁業、農業などの事業に係る収入、地代・家賃など不動産に係る収入

(2) 配当、公的年金等、個人年金や副業、保険の満期金や解約返戻金、土地・建物・株式の譲渡などの収入

(3) 給与所得者のうち、次のような方

- ・勤務先から市に給与支払報告書が未提出
- ・年末調整しておらず、生命保険料控除や扶養控除等を受けようとする方
- ・医療費控除などを受けようとする方
- ・年末調整で申告した控除内容に変更がある

など

申告が不要な方（参考例）

・令和7年中の収入が、給与のみ又は給与と公的年金のみの方で、年末調整をしており勤務先から市に給与支払報告書が提出され、追加の控除がない方

・令和7年中の収入が公的年金のみで、追加の控除がない方

・令和7年中の収入が無く、市内に居住する納税者の税法上の扶養親族である方

・令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告書を税務署に提出する方

など

申告に関する問い合わせ先

場所	問い合わせ先
宇和島市役所 〒798-8601 宇和島市曙町1番地 宇和島市役所 税務課 市民税係	0895-24-1111(代表)
吉田支所 〒799-3792 宇和島市吉田町東小路甲106番地 吉田支所 総務税務係	0895-52-1111(代表)
三間支所 〒798-1192 宇和島市三間町宮野下835番地 三間支所 総務税務係	0895-58-3311(代表)
津島支所 〒798-3392 宇和島市津島町岩松甲471番地 津島支所 総務税務係	0895-32-2721(代表)

各種様式は、市ホームページ「各種申請書（市民税、諸税）記事ID：53352」に掲載しているほか、市役所税務課及び3支所総務税務係でもお渡しできます。

また、国税庁HPからも一部の様式を取得できます。

申告に関するお知らせや注意事項

医療費控除は領収書を添付しても受けられません

医療費控除又はセルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受ける場合、「医療費控除の明細書」又は「セルフメディケーション税制の明細書」の作成・添付が必要です。明細書の添付がない場合、領収書が添付されても医療費控除は適用されませんのでご注意ください。（領収書は自宅等で5年間保管してください。）

国外居住親族に係る扶養控除について

令和6年度以降、次の①から③を除く30歳以上69歳以下の国外居住親族について、扶養控除の対象外となっています。

- ①留学により国外居住者となった方
- ②障害のある方
- ③納税義務者から年間380,000円以上の生活費や教育費を受け取っている方

上場株式等の配当所得・譲渡所得等に係る課税方式の統一について

上場株式等の配当所得・譲渡所得等については、所得税と市県民税において異なる課税方式選択が可能とされてきましたが、令和6年度より所得税と市県民税の課税方式が統一されました。これにより所得税と市県民税で異なる課税方式を選択することができなくなっていますのでご注意ください。

（申告不要を選択できる上場株式等の配当所得・譲渡所得等を申告するには確定申告が必要となります。）

よくある質問（Q&A）

Q1 私の収入は公的年金収入のみですが、市県民税の申告は必要ですか？

申告する内容が「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている内容のみの場合は、申告の必要はありません。ただし、各種所得控除（医療費控除、生命保険料控除、地震保険料控除など）の適用を受けるときや、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除（社会保険料控除や配偶者控除、扶養控除など）について追加や訂正があるときは申告が必要です。

Q2 前年中に課税される収入が無かった場合の申告はどうすれば良いですか？

前年中の収入が無かった又は遺族年金や障害年金、失業保険、児童扶養手当などの非課税所得に係る収入のみであった場合は、簡易申告書に必要事項を記入して提出又は郵送してください。

Q3 まだ1年分の医療費通知がそろわないのですがどうすれば良いですか？

医療費通知に記載のない支払済みの医療費については、領収書を基に医療費控除の明細書に記入してください。なお、領収書は5年間保管する必要があります。既に届いている医療費通知に記載されている医療費については、医療費通知を添付し、医療費控除の明細書の上部「1 医療費通知に記載されている事項」の右欄(1)、(2)に合計額を記載することで明細書の記載を簡略化することができ、領収書の保管も不要となります。

Q4 人間ドックなどの健康診断の費用や予防接種の費用は医療費控除の対象になりますか？

原則対象になりません。ただし、健康診断については、診断の結果重大な病気が発見され、引き続きその治療に入ることになった場合は医療費控除の対象となります。

Q5 父の入院費用を私が支払いました。この費用を私の医療費控除として申告できますか？

父親と生計を一にしている場合には医療費控除として申告することができます。

Q6 生命保険料控除証明書を紛失してしまいました。どうすれば良いですか？

生命保険料控除は、保険証書や通帳などで支払った保険料の金額が分かったとしても控除証明書の提示又は添付がなければ適用できないため、発行元の保険会社等に再発行を依頼してください。

Q7 証券会社などから上場株式の配当所得の特定口座年間取引報告書が届きましたが申告は必要ですか？

源泉徴収なしの特定口座の場合には申告が必要です。源泉徴収ありの特定口座の場合は申告不要・総合課税・申告分離課税の中から課税方式を選択できます。令和6年度より所得税と市県民税の課税方式が統一されたので、確定申告で申告すると市県民税や国民健康保険料、介護保険料などの計算にも影響が出ますのでご注意ください。